

## 第1回 恵那市太陽光発電施設検討委員会【要旨】

日時：令和3年4月23日（金曜日）

午前9時30分から

場所：恵那市市民会館第2会議室

1. 開会
2. 委嘱書の交付
3. 市長あいさつ
4. 恵那市における太陽光発電施設設置の現状について（飯地町杉之沢）
5. 委員自己紹介
6. 正副委員長の選出
7. 議事
  - （1）恵那市太陽光発電施設検討委員会の目的について
  - （2）恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の改正について
8. 閉会

公開または非公開の別：公開

出席委員

前川 登 委員、市川 秀典 委員、瀨瀬 佳恭 委員、西尾 公男 委員、杉山 淳 委員、  
福岡 隆 委員、阿部 護 委員、端元 博保 委員、奥村 一信 委員

傍聴者：3名

## 1. 開会

事務局より恵那市太陽光発電施設検討委員会開催のあいさつ

## 2. 委嘱書の交付

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自席にて交付。

## 3. 市長あいさつ

(小坂 喬峰 市長)

- ・この委員会で平成30年度に太陽光発電設備設置に関する条例を策定した。
- ・数年が経ち、各地域で新たな課題がでてきた。
- ・太陽光発電施設の問題は事業者にとっても地域住民にとっても課題であるため、精一杯議論していただきたい。

## 4. 恵那市における太陽光発電施設設置の現状について（飯地町杉之沢）

飯地町杉之沢地区の太陽光発電施設の現場を視察  
(視察後、飯地振興事務所2階大会議室へ移動)

## 5. 委員自己紹介

各委員自己紹介

## 6. 正副委員長の選出

委員長：端元 博保 委員      副委員長：前川 登 委員

## 7. 議事

### (1) 恵那市太陽光発電施設検討委員会の目的について

事務局より資料1 恵那市太陽光発電施設検討委員会設置要綱に記載された委員会の目的について説明。

【委員からの質問・意見なし】

## (2) 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の改正について

事務局より資料2及び資料3の条例改正案の一覧及びフロー図を基に現行条例における課題及び改正案について説明。

### 【委員からの質問・意見】

(端元委員長)

- ・言うことを聞かない業者はどう対応するのか、またそういった業者へのペナルティはないのか。

→ (事務局)

不適切事案に対しては、経済産業省と連絡を密にして対応をする。一般の方でも経済産業省へ通報が問い合わせフォームもある。

(福岡委員)

- ・経済産業省に報告した場合、不適切事案を行う業者に対して何か指導をするのか。

→ (事務局)

FIT (電力の固定買い取り制度) の認定の取り消しがある。

(前川副委員長)

- ・FITの新規申請はほとんどないと聞いている。ほとんどのものはすでにFITの申請を出している。申請時にFITの届出が出ていない業者は、国が定めた基準に合致していないということだから、こういった業者の申請を止めることができる。
- ・粗悪な排水設備が多いため、工事に入る前、入った後に審査したほうがいい。また、地域との覚書の締結までは着手出来ないようにしては。
- ・開発、造成は技術的な側面が強い。地域住民を対象とした説明会でも技術的な説明ができるように業者に技術者を入れて開催するようにしたらどうか。

→ (事務局)

市の開発基準があるので、市で適正な審査をしていく。検査においても不適切なものがあれば指導していく。地域住民を対象にした説明会には事業者のほかコンサルを同行させるように指導する。

→ (端元委員長)

事業用太陽光発電のような大きい施設は必ずコンサルが入っている。指導が必要ならば市がコンサルに情報公開請求をすればいい。

(西尾委員)

- ・申請事業者が第三者に転売してしまう。岩村町の問題となっている太陽光発電施設は3回転売されている。転売のチェックを行政でできないか。

→（事務局）

計画途中や申請中で新しい事業者に承継されれば確認は可能であるが、すでに完成検査が終了しているものについてはチェックすることができない。

（瀬瀬委員）

- ・飯地では杉之沢太陽光発電所以外で 10 か所 29ha の開発計画がある。
- ・自治会や市が慎重な開発同意ができるように業者側に地域の説明をいつまでにするのか確認できるようにしてほしい。
- ・威圧的な態度をしてくる事業者がおり、その態度から地域側は事業者に対して不信感から不同意を出す場合がある。地域側不同意の場合は慎重な開発同意をしてほしい。また、事業者と地域の話し合いの場を市が仲介をして設けることは可能か。
- ・住環境を阻害する恐れのある場所や水源、倒木の恐れがある土地に設置が適当でない区域を拡大してほしい。
- ・地域と事業者の話し合いの時間を長くとれるようにするために、事業者の情報を地域に提供してほしい。
- ・開発の同意・不同意について専門家を含めた新たな第三者委員会を設置し、第三者委員会の答申によって同意の判断ができないか。また、地域が第三者委員会から助言がもらえるような仕組みが作れないか。
- ・太陽光発電設備の処分や撤去の積み立て状況を市や地域に情報提供できるような条文ができないか。

→（端元委員長）

これらすべての意見を条文に追加することは難しいと思う。第三者委員会は真実を調べる組織であるため名前として不適當でないか。

→（事務局）

17 条で業者と事業者に対して助言を行うことができるようにするため、市が間に入って仲裁ができるようにする。また、設置が適当でない区域については上位法で範囲として指定されているものを対象としている。意見にあった範囲については根拠がなく、事業者側にも財産権があるため区域設定することは難しいが、地域と事業者で結ぶ協定の中でこの場所に設置してほしくないかと交渉していただきたい。

事前届出が市に提出されると事業者の同意を得ずに地域に周知することを条例に加えた。

資源エネルギー庁が太陽光発電の処分費用の積み立ては 2022 年 7 月から義務付けるという情報が入ってきている。

(前川副委員長)

- ・事業者はできれば地域住民と話をしたくない。事業者にいつまでに地域で説明会を開くかを市に報告したらどうか。

→ (端元委員長)

行政でできることにも限界があるため、地域住民も頑張ってもらいたい。ただ、地域住民だけでは知識の面で業者に負けてしまう。もし、必要ならば弁護士を紹介することもできる。

(市川委員)

- ・生活環境の保全が書かれていないので、住民の生活環境の保全を優先してほしい。
- ・行政の権限について、行政介入の明文化をしたほうがいいのではないかな。
- ・違反した場合の罰則がないと効果がないので、罰則の明文化が必要ではないかな。
- ・同意を絶対条件にして地元の要望を取り入れる条文を入れたほうがいいのではないかな。
- ・地元と業者の協定に市が立会人として加わることができないかな。
- ・最後の表現が曖昧。設置が適当でない区域を条文に「禁止」と入れられないかな。

(西尾委員)

- ・協定書について、業者と地域のみで結ぶのではなく市も入れた三者協定にすることはできないかな。

→ (端元委員長)

協定とは二者間で結ぶものなので、市は立会人としてすることならば可能。

→ (事務局)

協定の内容によっては当事者になってしまいかねないので難しい。しかし、協定書のひな型を用意するので、業者側と結んだほうがいい内容を地域があらかじめ準備することは可能。

→ (端元委員長)

結んだ協定については、私のほうで確認をすることもできる。

(市川委員)

- ・「設置が適当でない区域」を「設置の中止を求めることができる区域」としたらどうか。

→ (事務局)

条例適用範囲において設置が適当でない区域の申請については、市は開発の同意をしておらず、区域を除外するように指導している。今回の条例改正で、設置が適当でない区域については1,000㎡以上から10kw以上にするなど開発指導のできる範囲を広げている。

→ (端元委員長)

行政で中止するという言葉を使うことはないのが難しい。

(端元委員長)

- ・検討すると条例を改正して通用するかどうか不安な面はあるが、今日の条例案については制定を認めて問題が起きたらその都度改正をしたらどうだろうか。

→ (事務局)

今回の検討委員会及び条例改正が終わりではなく、問題が起きた時に改めて検討委員会を開催して条例改正をしていきたい。今回は時間をかけて条例改正をしたかったが、いろいろな市民の声がある中でできるところから改正していきたいという思いがあったのでご理解いただきたい。また、景観など別の方面からも検討する余地がある。

(阿部委員)

- ・地域には反対意見も賛成意見もあるので、地域内で組織化して業者と戦っていかないと自治会長・区長任せになってしまう。また、賛成派と反対派のイザコザが起りかねない。賛成派と反対派を組み合わせた組織づくりをして協議をしていかないと前に進んでいかないと思う。

→ (端元委員長)

地元住民の意見は様々なので調整するのが大変難しい。今回の改正だけではすべての問題が解決するわけではないので、今回改正をおこなって、別の問題が起きればその都度検討していく形で進めていきたい。今回の改正案は議会に通して、問題があればまた直してゆけばいい。

## 8. 閉会

前川副委員長より閉会のあいさつ